

午後2時 開会

○司会

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、第5回目の佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。

それでは、本日の会議に当たりまして、佐賀中部広域連合副広域連合長の伊東から御挨拶させていただきます。

○副広域連合長

今御紹介ありました伊東でございます。よろしくお願いいたします。

第1回目に連合長のほうが挨拶に来ましたので、本来、連合長のほうが締め第5回目に挨拶に来るべきなんですけれども、公務の都合上、相重なりましたので、私のほうから御挨拶をさせていただきます。

こうして見渡してみますと、このコロナ禍で忙しい先生たちばかりに御参集いただいて、長い挨拶をするべきでないと思いますので、簡単にさせていただきますけれども、第8期に向けての策定委員会5回目、皆さんの貴重な御意見が反映した中身を一応事務局として作成しているつもりでございます。最終的な5回目になっておりますので、忌憚のない御意見を出していただきながら、さらに第8期の実施段階におきましても皆さんの御協力をぜひ賜りますようお願いを申し上げます。

我々これから今年1年もまたコロナ対策等も含めまして、皆様にお世話になることと思えますけれども、これまでと変わらぬ御協力をお願いしながら、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。そして、これからもよろしくお願いいたします。

○司会

ここから議事に入りますけれども、副広域連合長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

〔副広域連合長 退場〕

○司会

それでは、お手元の次第に従いまして議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、古賀会長にお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

早いようでコロナの影響もあってか、あっという間の1年だったかと思えますけど、本日が最後の策定委員会となります。皆様の御協力を得て進めてさせていただきたいと思います。

まず、議事の(1)第8期佐賀中部広域連合介護保険事業計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、前回協議していただいた素案から変更した部分について御説明をいたします。

事前に送付させていただいた資料1の介護保険事業計画（素案）からの変更点一覧を御覧ください。

ここで一覧表として示しておりますけど、示したものに内容的な変更が実際あまりございませんので、補足が必要なもののみ御説明させていただきたいと思います。

また、最終案を送った後に誤りも何か所か出てきましたので、その訂正もお願いしながら、ちょっと説明をしたいと思えます。

それでは、最終案のページ順に御説明をいたしますので、最終案のほうをお願いいたします。

まず、22ページを御覧ください。

22ページは早速誤りがあって、その訂正となります。22ページの表の平成30年度の実績値の上から2つ目の「470,992」という数字を「646,070」に修正になります。あともう一か所、令和元年度のほうの実績値です。これも上から2つ目なんですけど、「476,401」という数字が「649,773」、これは表の中だけの表記誤りで、こちらの確認漏れで申し訳ありませんでした。22ページの誤りの訂正は以上です。

次に隣の23ページを御覧ください。

23ページは上の表題のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況を説明するページとなっておりますけど、上の表の下に米印の注釈を追加しております。この注釈の意味は、これは総合事業なんですけど、連合が実施するものと構成市町が実施するものがありますけど、ここでの説明は連合が実施する給付系の仕組みを持ったサービスの実績のみを表記させていただいているということになります。

次に、ちょっと飛びますけど、72ページをお願いします。

72ページの上の表です。これは介護保健施設の定員総数の表となりますけど、これは素案の時点では表のほうにマスクをしておりました。この表につきましては、今、予定として数字を入れております。これは県の介護保険事業支援計画、いわゆるゴールドプランの内容に基づく表となりますので、県のゴールドプランのほうはまだ確定段階まで来ておりませんので、これについては県のゴールドプランの確定を見て、恐らく県のほうはもう変わらないだろうとは言われているんですけど、変わった場合はまた修正が発生することもあり得るといふ表になっております。

次に、76ページをお願いします。

76ページ、②の介護老人保健施設のグラフですけど、これは前回、委員のほうからちょっと御指摘を受けて、令和22年度の数値が誤っておりましたので、そこを修正しております。

次に、89ページを御覧ください。

89ページの⑱の看護小規模多機能型居宅介護の推計のところなんですけど、素案のときは介護予防看護小規模多機能型居宅介護というものもありましたけど、制度上、これは要支援者に対する介護予防サービスがないサービスですので、それを削っております。ただ、下の説明書きにちょっと削り忘れて、まだ介護予防看護小規模多機能型居宅介護というのが残っておりますので、これについては誤りとして削る訂正をお願いいたします。

次が96ページをお願いいたします。

96ページからが保険料算定のページとなります。前回の会議では第8期の報酬改定等がまだ国から示されておられませんでしたので、この保険料算定については全体的な内容を示すことができおられませんでした。今回、最終案として第8期の保険料を示しております。

要点を説明していきたいと思えます。

まず、97ページをお願いします。

②の特定財源の控除というのを素案から追加しております。これはここに2つの交付金を記載しておりますけど、これまで予算上の措置のみでこの交付金については対応しておりましたけど、保険料算定の計算式にも反映するよう国の計算式が出ましたので、これを追加しております。これらの交付金は2つ合わせると、年間大体1億3,500万円ぐらいになるんですけど、100%保険料に充当できる財源となりますので、保険料を相当押し下げる影響がある計算方式の変更になっております。

次に、④の介護給付費準備基金ですね。今回、令和2年度末の残高を記載させていただいております。約21億5,000万円ですね、令和2年度末で残高を予定しております。

そしたら、続いて次の98ページを御覧ください。

上の表が第8期の事業費と、上の表の一番下に第1号被保険者数の推計値を示しております。この事業費につきましては、国から示された報酬改定率を反映した最終の数値となります。ちなみに、報酬改定率は第8期の3年間平均で0.67%上昇ということで示されております。この事業費と第1号被保険者数の推計値を基に前のページに算定方法が説明されておりますけど、この算定方法によって介護保険料を算定しております。

100ページをお願いします。

実際、保険料につきましては100ページの下に記載しております。下の数字が基金投入前の第8期保険料基準額、月額6,259円を算定しております。基金投入前で6,259円ということですけど、基金の一部を投入して、第7期と同額の月額5,960円とすることにしております。上の表が実際の基金投入後の金額の所得段階ごとの一覧となっております。

ちょっと何度も訂正というか、修正を申し上げていて申し訳ないんですけど、100ページの下に保険料基準額については、基準算定の流れの中の内容になりますので、これは98ページのところが保険料算定のいろんな数字になりますので、この下に記載を——今100ページの下に書いております、これは98ページの下のほうに記載するように考えております。

以上が保険料基準額をこういうふうに算定したという説明になりますけど、最後に99ページをお願いいたします。

これは第7期から第8期の所得段階については11段階と同様にしておりますけど、左側が7期、右側が第8期ということです。ここで、第7段階から第10段階の境界の合計所得金額の変更をしております。右の変更後のほうで見ていただければ、第9段階の320万円というのが、もともと300万円から320万円に変更していて、第8段階のところも200万円から210万円という、この2つの変更は国の規則改正に伴う変更です。それに伴って、第10段階のところの430万円以上というのも全体のバランスを取るために400万円から430万円に変更しております。

最終案の内容に関する説明は以上となりますけど、ここで今後の手続の説明を最後にさせていただきたいと思っております。

今後、事業計画として印刷、製本していく中でまた修正等が生じた場合には、会長、副会

長と協議をして修正させていただきたいと考えております。また、特に介護保険料につきましては、条例で定めることになっております。この策定委員会で協議していただいた、今日御説明した保険料の内容で条例案を作成させていただきまして、2月に開催する広域連合議会で審議していただくこととしております。この議会審議等の最終結果につきましては、3月に開催する介護保険運営協議会で報告させていただきたいと考えております。

あと事業計画自体の製本したものの送付は、恐らく年度末あたりに皆さんに送付できるんじゃないかと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長

計画の概要については事前に説明がっておりますので、本日は介護報酬の0.67%上げをもとに保険料の素案が決められたということでございました。事前に委員の皆様には資料を送付していると思いますので、ここで皆様から御質疑がございましたら、お願いしたいと思います。

○委員

先ほどの説明で、76ページの部分について、私が前回説明した介護老人保健施設の分を修正されていると思います。

ちょっと私が気になったのは、その上の介護老人福祉施設の分の第8期計画の中で、そこに書いてありますけれども、ショートステイの定床化によって、令和5年度35床増えているんですね。それはいいんですけれども、増やし方というか、ここが要介護1から要介護5までを多分全部7床ずつ増やされているんですよ。基本的には、老人福祉施設については要介護3以上の人を対象としますよと。ただ、状況によっては、当然それ以下の人も対象になると思いますけれども。

それと、もう一つ気になるのは、待機者がいらっしゃいますよね。その部分の反映というか、69ページのところに要介護1から——当然1、2は先ほど言ったように老人福祉施設にはなかなか入れない部分があるので、少ないんですけれども、要介護3、4、5の方はある程度考えられていますよね。この辺との整合性を少し考えて、この割り振りというのは考えるべきじゃないかと。これは公になったときに、入所を希望されている方は介護度を落とさないといられないのかというふうな話にもなりますし、将来的にどうなるのか、それは現実的には分からないですけれども、計画を示すならば、当然希望者の割合、あるいは一定の

ルールというか、それに基づいて配分を考えるべきじゃないかというふうに考えるんですけども、いかがでしょう。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

私のほうからお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、3年間で35床増やすということにしていますが、その中で、原則要介護3以上の方が特養ホームに入られるということの中で、全体的に割り振っているんじゃないかという御指摘だと思います。ちょっとこのところは再度精査をさせていただいて、後もって、これでいくのか、少し要介護3以下を含めたところ等もちょっと確認して、また会長、副会長のほうとも協議することになるかと思えます。

それから、69ページのほうの御心配もされておりますが、基本的に待機者につきましては特養ホームは増やさずに定床化のほうと、それと介護付老人ホームとかグループホーム、そういったところの充実を図るということで対応していきたいと考えております。

○委員

私が何でこういう話を今ここですのかというと、認識というか、先ほど私が69ページで言った、入所を希望されている方の思いとか、その辺も含めて、こういう計画をつくる時にはやっぱり考えてほしいというのがあって、こういう話をしています。ですから、一定のルールに基づいて示すのであれば、それは理解できるんですけども、単に5段階を同じに割り振ったというふうにしか見えないんですよ。そこはどうかなというふうに思って、こういう話をしています。ですから、そういうふうなことを勘案して、今後対応していただければと思っております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

委員の皆様、ほかに何か、最後の会でもございますので、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員

以前からしますと、とても充実してきてよくなったと思えますが、ただいまおっしゃった

ことは本当にそうだと思いますし、特に待機者のことというのは、例えば、待機児童の場合には何年後に待機児童をゼロにするというような計画を立てますけれども、ここではゼロになるのか、そうじゃないのかというのがちょっと分かりにくいなというような気がいたしますし、その点を書いていないような気がいたします。それは私の感想なんですけれども。ただ、前回2回休んでおりますので、あんまり私は申し上げることもできませんけれども。

私が一番考えていただきたいのは、簡単なことなんですけれども、表紙に第8期佐賀中部広域連合介護保険事業計画（案）とありますけれども、令和3年1月というのはいいですけれども、ここに何年から何年までという、令和3年から令和5年とか、2021年から2023年というのを書いていただかないと、ずっと後になってやっと出てくるということになりますので、委員の我々の中では分かりますけれども、これを一般に御覧になったときに、一体この計画は何年から何年までだろうというような、中を見ないと分からないということになりますので、それを表紙に書いていただくとありがたいな、いいだろうなというようなことを思いました。それが1点です。

それから、先ほど事務局から御説明がございました中で、つらつら見てまいりましたけれども、これは今後の計画でございますよね。例えば、先ほど御説明いただきました98ページですと、上のほうには(2)の第1号被保険者の保険料基準額のところで、これは以降3年間のことはこのようになるという、それから下段のほうの表には中・長期推計というふうに書いてあります。細かいことなんですけれども、じゃ、上にも推計というのが当然必要だろうと思いますし、ほかの表もそうなんですけれども、例えば、これは計画ですから、読めば分かることではありますけれども、推計とか、予定とか、計画とかというようなことが表の中にあると分かりやすいだろうなというようなことを考えましたが、事務局いかがでございましょうか。このままだでももちろん分かりますけれども、分かりやすくするためにはいかがでございましょうか。

○事務局

確かに表題があったり、なかったりというのもありますので、これから印刷していく段階でちょっと改めて確認して、できるだけ分かりやすい表記をできるものはしていきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

○会長

ほかに委員の皆様ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、第8期の佐賀中部広域連合介護保険事業計画（案）について御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、皆さん承認ということで決定したいと思います。御協力ありがとうございました。

次に、議事(2)その他に移ります。

各委員から事務局に対し、最後に何か要望等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特にございませんでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、本日予定の議事は全て終了させていただきます。

また、第8期事業計画策定委員会も冒頭申し上げましたとおり、今回で終了ということになりますので、最後に委員長として一言御挨拶を述べさせていただきたいと思います。

この1年の間、コロナ禍ではございましたが、策定委員会の議事運営が順調に行えたことは委員の皆様のお協力あってのことだと感じております。不慣れな議事運営であり、皆様にも大変御迷惑をおかけしたと思いますけれども、その際には、吉原副会長の御協力もいただきながら、何とかこれまでやり遂げられたというふうに思っております。

皆様方のおかげをもちまして、第8期の事業計画案を策定することができました。個人的な意見でございますけれども、今回、当初の見込みよりも広域連合が力を入れて予防活動に取り組んできたことですね、思ったより要介護が進んだ方が減ったということで、非常に負担と給付のバランスの取れた計画になったかと思えます。

これまでの基金も積んでこられたということもそのあかしであろうかと思えますけれども、基金を投入後の保険料が6,000円を切るレベルに抑えられることができたということは、ひ

とえに広域連合並びにこの連合の住民の皆様様の活動のおかげかと思っております。これも委員の皆様方が真摯にこの問題に向き合って計画を策定していただいたということ、これに感謝するばかりでございます。この席をお借りいたしまして、委員の皆様様に心から御礼を申し上げたいと思います。本当にこれまで御協力ありがとうございました。

では、後の進行は事務局にお返ししたいと思います。

○司会

古賀会長どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事の大きな4番になりますが、その他といたしまして、事務局のほうから御連絡がございます。

○事務局

策定委員会のほうは本日終了となります。皆さんありがとうございました。

今後、介護保険運営協議会の開催を予定しております。その日程の御報告をいたします。

日程につきましては3月16日火曜日の14時から、場所は佐嘉神社記念館を予定しております。後日、通知で御連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

○司会

運営協議会の日程、3月16日火曜日の14時からということでございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議、それから第8期の策定委員会の会議の全てを終了させていただきます。委員の皆様、1年間どうもありがとうございました。

午後2時30分 閉会